

社会福祉法人 学正会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人学正会の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者（職員兼務者）をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表1の報酬等を支給するものとする。

1. 常勤（職員兼務）の役員の報酬額は、別表に定める額とする。
2. 非常勤の役員に対する報酬額は、別表に定める額とする。
3. 評議員に対する報酬額は、別表に定める額とする。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

1. 旅費は実費を支給する。
2. 業務執行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

(改正)

第5条 本規定の改正は、理事会・評議員会の決議を経なければならない。

別表1 報酬額

- 常勤理事（職員兼務）は無報酬とする。
- 非常勤理事は、理事会等への出席報酬として、日額10,000円とする。
- 監事は、監事監査・役員会などへの出席報酬として、日額 10,000円とする。
- 評議員は、定款に定める支給総額（50万円）の範囲以内で、評議員会出席報酬として、日額10,000円とする。

別表2 旅費等額

- 出張等の日当は、10,000円とする。
- 旅費は、実費とする。
- 宿泊費は、実費とする。
- その他、実費とする。